

[事案 20-3] 高度障害保険金請求

- ・平成 20 年 4 月 30 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

両眼失明の状態となったにもかかわらず、契約前発病を理由に、高度障害保険金が支払われないことから、同保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 10 年に A 病院において、網膜色素変性症が原因で両眼の視力が 0.01 であり回復の見込みがないと診断された。そこで平成 11 年に、加入していた 4 つの保険（各保険の契約年月は平成 2 年 7 月、同 4 年 6 月、同 7 年 3 月、同 7 年 4 月）について高度障害保険金を請求したが、同 12 年に契約前発病との理由により不支払決定の通知があった。再度、19 年 9 月に高度障害保険金を請求したところ、網膜色素変性症は各保険契約の責任開始前の発病（契約前発病）であるとして保険金が支払われなかった。下記理由により納得出来ないので、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 中学 2 年生当時、医師から網膜色素変性症と言われたものの、医師からもたいしたことではないとの説明があった。実際、その後健康上何の問題もなく、相手方の保険会社に入社し営業職員として勤務、結婚し平穏無事に生活してきた。また、車の免許も取得し運転してきた。
- (2) 元々保険に加入した際、上司であった営業担当者 B は自分の網膜色素変性症の病気を知っていて、保険金は支払われると言っていた。
- (3) 障害厚生年金の基準では、先天性心疾患、網膜色素変性症等については「具体的な症状が出現した場合は、その日が発病日となる」との基準で障害認定が行われており、本件の発病日も同じように考えるべきである。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の高度障害保険金支払請求には応ずることは出来ない。

- (1) 高度障害保険金は、被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したときを支払事由としているが、事実確認の結果、以下の事項等が確認されており、請求の障害の原因は責任開始日前(契約成立日前)である昭和 25 年ないし 32 年頃に既に「発病」していたものであり、責任開始期以後の疾病とは言えない。

C 医院からの平成 11 年 10 月 6 日付診療証明書にて、申立人につき「小学校入学時に夜盲を自覚。中学 2 年のとき D 病院にて網膜色素変性症と診断される。その後数箇所の眼科受診」の旨証明を得ている。

平成 11 年 11 月 14 日、C 医院眼科担当医より、申立人が「中学 2 年の頃、D 病院にて網膜色素変性症と言われた。昭和 40 年代に E 病院へ受診された」等の説明を受けたこと。

- (2) 申立人は営業担当者 B が網膜色素変性症の病気を知っていたと主張するが、当社で調査したところ B なる人物のデータは存在せず、申立人の主張が真実なのか否か、認否出来ない。仮に申立人の主張が真実であったとしても、本件は告知義務違反が

問題になっているわけではなく、Bなる営業担当者が申立人の網膜色素変性症を知っていたか否かは関係ないことである。

- (3) 障害厚生年金と生命保険は全く別個の制度で、本件保険契約の支払事由は約款に規定されるものであり、厚生労働省の基準に拘束されるものではない。そのうえで、申立人は契約前から医師の診断より病名を告げられており、厚生労働省の基準に照らしても当社回答は何ら異なる取扱いに当たらない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書および診断書等の書類にもとづいて、失明（高度障害状態）の原因となった網膜色素変性症の発病時期、すなわち本件各保険の一番古い責任開始日は平成2年7月25日であるので、申立人の網膜色素変性症が同年月日以前に発病しているか否かについて検討した結果、下記により、申立人は昭和32年頃には網膜色素変性症を発病していたと認定出来るから、高度障害状態の原因である網膜色素変性症は本件各保険の責任開始期以後発病の疾病とは言えない。

申立人は、中学2年生の頃（昭和32年頃）、D病院において網膜色素変性症と診断され、昭和40年頃にはD病院及びE眼科で、平成9年にはA病院においても同様の診断がなされたことを保険会社に回答している。

また、C医院医師作成の診療証明書（診断書）にも、「中学2年生の時、D病院にて網膜色素変性と診断される」と記載されている。

なお、申立人は、網膜色素変性症の発病時期に関し、厚生労働省の障害認定基準での障害厚生年金の給付対象となる発病日を、本件各保険の発病日にも同様に解すべきと主張するが、各制度の趣旨により発病時期の認定は異なるものであり、厚生労働省の障害認定基準をもってして、本件に当てはめることは出来ないと言わざるを得ない。

また申立人は、「加入当時の営業担当者が、申立人の網膜色素変性症について知っており、特に問題ない」と言われたことを主張するが、申立人は、昭和50年頃より相手方の保険会社に勤務しており、契約（責任開始期）前発病の不担保条項については十分に知っていたと言わざるを得ない。

よって、本件申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条を適用し、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。